68. ヤマメ全雌魚の作出について

福島県内水面水産試験場生産技術部・平成10年事業報告

- 1 部門名 水産業 内水面(増養殖) 内水面養殖業 分類コード 19 08 23000000
- 2 担当者 渡辺博之
- 3 要 旨

ヤマメの全雌親魚は養殖業の経営の合理化を図る上で必要であるが、染色体操作で得た 個体の継代魚を天然水域に放流することは規制されており、利用されていない。このため、 染色体操作せずホルモン処理のみで全雌魚を作出することを試みた。

- (1) 供試魚 当場で継代しているヤマメ
- (2)作出方法 平成8年度に作出した稚魚に、以下の雄化処理を行い、平成9年度に通常雌親魚に対し雄化処理魚11尾を個体別に媒精、分別管理し、発眼以降更に2区に分け、ホルモン処理区、一方を検定区とした。

〈雄化処理方法〉

孵化直後の稚魚に週2回の頻度で $10 \mu g$ /?の 17α —メチルテストステロンに2時間浸漬した。

餌付開始時から1ppmの17 α ーメチルテストステロン添加餌料を70日間経口投与した。

- (3)作出結果 平成10年7月1日に30尾程度を無作意抽出し、生殖腺を摘出、観察することにより雌雄判別を行った。4区を全雌魚と判断し、その雄化処理魚を性転換雄として継代飼育した。
- (4) 利用方法 性転換雄またはその精子を養殖業者に供給することにより、全雌魚を普及させることができる。